

政策提言フォーマット

1 団体概要

団体名 WWF ジャパン	所在地 〒105 - 0014 東京都港区芝 3 - 1 - 14 日本生命赤羽橋ビル 6 階
代表 会長 大内 照之	連絡先 tel 03 - 3769 - 1711 (代)
担当 清野 比咲子	fax 03 - 3769 - 1734
	e-mail trafficj@twics.com

団体の活動プロフィール

WWF は、1961 年に設立された民間自然保護団体で、WWF インターナショナルを中心に、世界に各国委員会と提携団体があります。そのひとつ、WWF ジャパンは、南西諸島の自然やウェットランドを守る 日本各地の自然保護活動を支援する 野生生物を違法取引から守る 自然を守る法律や制度の整備を働きかける 自然保護の知識を広める WWF インターナショナルを通じて世界の自然を守る、などの活動をしています。

(添付資料 5

)

トラフィックジャパンは WWF ジャパン ((財)世界自然保護基金ジャパン) の野生取引部門で、トラフィックイーストアジアの日本事務所として 1982 年から活動を続けています。トラフィックネットワークは、世界 20 カ国に事務所をもち、野生生物の取引をモニタリングする世界最大の民間機関であり、WWF (世界自然保護基金) と IUCN (国際自然保護連合) の自然保護プログラムです。

その活動目的は、国内および国際的法律や協定に基づき、特に動植物にとって有害で違法な取引に関して、調査、モニタリング、報告を通じて、野生生物の持続可能な利用の確立を支援することにあります。トラフィックの報告や助言は、取引における野生生物の効果的な自然保護政策や計画を策定するための専門的基礎資料となっています。さらにトラフィックはワシントン条約 (CITES) 事務局と協力関係にあり、主に条約対象の野生生物の取引を対象として活動を続けています。

トラフィックジャパン活動実績

- 1997 年からトラ保護キャンペーンを展開。国内のトラ製品市場調査に基づき、法改正を求める署名約 4 万人分とともに 1999 年 2 月、環境庁、厚生省に対して、トラの部分と部分を含む製品の取引を規制するよう、「種の保存法」の一部改正を求める要望書提出。施行令一部改正が 2001 年 4 月から施行される。
- 1999 年 6 月、大阪市でのオランウータンを初めとするワシントン条約対象種の密輸、違法販売の発覚後、7、8 月に、通商産業省、環境庁、警察、各検察庁に対し、絶滅のある野生生物の密輸入、違法取引を防止するための管理並びに法体制の強化を内容とした要望書を提出。
- 観賞用サンゴの販売調査を基に、2000 年 8 月、環境庁、水産庁および 1 都 13 県の水産部に対して、日本沿岸のサンゴの不正採取を防止するための要望書を提出。
- 税関職員への CITES 取引規制に関する研修。
- 取引モニタリングや調査・分析に基づき、CITES 会議への情報提供や資料提出。調査分析結果や提言を CITES 各締約国に提出。

政策提言フォーマット

2 政策提言概要

(1) テーマ	絶滅のおそれのある動植物の密輸入を防止する
(2) 政策対象分野	自然保護政策
(3) 政策手段	法令の改正、補助金の交付
(4) 提言概要	<p>WWF ジャパンでは、日本における希少な野生生物の密輸、密取引の事例の分析と、野生生物の日本への輸入状況の分析から、下記提言を実施することが、人類共通の課題である、絶滅のおそれのある種を保護するために我が国として積極的に取り組むべきことだと考える。(添付資料1)</p> <p>A. 不正に取引された標本の所持を禁止する国内施策を実施する。(添付資料3)</p> <p>B. 「種の保存法」の規制対象を拡大する。(添付資料3)</p> <p>C. 法施行機関の施行能力を強化する。</p>
(5) 政策の推進に当たっての検討事項	<p>A 不正に取引された標本の所持を禁止する。現状では、所持者が標本の合法性を証明するという考えや、証明できない場合に緊急保護措置として国が所持するという方策は従来の考えとは大きく異なる。関連機関のこれらの必要性の認識が不可欠である。</p> <p>B 「種の保存法」では、容易に識別できるもののみが規制の対象となっている。このため、内臓などは容易に識別できないとして、同法の規制の対象からはずされている。「外為法」のように、内臓やラベル表記に含有と書かれてものものであっても容易に識別できるとみなすには、「種の保存法」の施行体制をより充実させなければならぬ。また、製品に野生生物の部分を含むかどうかの識別が困難である現状をふまえ、ラベル表記に含有と書かれていれば、規制の対象とすると識別の過程が省かれ、取り締りが容易となるメリットが考えられる。</p> <p>C 現在大蔵省や税関が行っている研修をより実践的にさせるには、予算が不可欠であるが、これにより、自国で専門家を養成できるシステムが確立できる。また、民間団体と協力することにより、今後の継続的な運営が可能になる。</p>

